**避難確保計画　作成の手引き**

近年、全国各地でさまざまな自然災害が発生しており、平成28年8月に発生した台風10号では、高齢者福祉施設で多くの方が犠牲になるなどの被害が発生しました。

　これを受け、平成29年6月に水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律が改正されました。

　この法改正により、要配慮者利用施設の所有者または管理者の方に、次のような義務が課されています。

* 「避難確保計画」の作成
* 「避難確保計画」を作成（または変更）した旨を各市町村へ報告
* 「避難確保計画」に基づく避難訓練

避難確保計画とは？

水害や土砂災害が発生するおそれがある施設が、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。

どうやって作ればいい？

　施設利用者が円滑かつ迅速な避難が出来るように必要な事項（防災体制や訓練についても含む）がまとめられていれば、様式は問いません。

　八尾市では、参考となる「避難確保計画のひな形」もご用意していますので、ご活用ください。

**年　　　月　　　日**

八尾市で用意した「ひな形」を利用する際の補足です。

**「（　　　　　　　）（施設名）」における避難確保計画**

**第1節　総則**

**１　目的**

・この計画は、水防法第15条の３第１項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の２第１項の規定に基づくものであり、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　避難確保計画の適用範囲**

河川が氾濫した場合に施設に影響があるものを〇してください。

影響の有無は、

●八尾市地域防災計画

第３部　資料30

●ハザードマップ

などで調べることが出来ます。

・この計画は、本施設に勤務又は施設を利用する全ての者に適用する。

**第２節　防災体制**

**１　洪水時の防災体制**

・本施設において浸水が想定される**洪水予報河川の基準水位**

（※NHKのｄボタンの防災情報等で河川水位情報の確認が可能）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設該当河川該当河川に〇を記入 | 河川名(観測所) | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|  | 大和川（柏原） | 3.20ｍ | 4.50ｍ | 5.10ｍ |
|  | 恩智川（恩智川治水緑地） | 7.05ｍ | 7.20ｍ | 7.35ｍ |
|  | 楠根川（萱振大橋） | 1.90ｍ | 3.16ｍ | 3.21ｍ |
|  | 平野川（太子橋）「寝屋川流域」の河川 | 2.00ｍ | 3.44ｍ | 3.54ｍ |
|  | 第二寝屋川（昭明橋） | 3.40ｍ | 4.40ｍ | 4.55ｍ |

・洪水時においては、次の防災体制をとるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 体制確立の時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨、洪水注意報発表・施設該当河川の氾濫注意情報発表 | ・気象情報等の情報収集・統括管理者への情報報告 | 統括・情報班 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨、洪水警報発表・警戒レベル３高齢者等避難の発令・施設該当河川の氾濫警戒情報発表 | ・気象情報等の情報収集・使用する資器材の準備・保護者への連絡・要配慮者の避難開始 | 統括・情報班避難誘導班 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合・警戒レベル４避難指示の発令・施設該当河川の氾濫危険情報発表 | ・施設内全体の避難誘導 | 全職員で対応 |

**２　内水時の防災体制**

・内水時においては、次の防災体制をとるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 体制確立の時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨、又は台風に関する気象情報発表・大雨注意報発表 | ・気象情報等の情報収集・統括管理者への情報報告 | 統括・情報班 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨警報発表 | ・気象情報等の情報収集・使用する資器材の準備・保護者への連絡・要配慮者の避難開始 | 統括・情報班避難誘導班 |

**３　土砂災害における防災体制**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となる土砂災害該当種別に〇を記入 | 土砂災害の種別 | 現象 |
|  | がけ崩れ急傾斜地の崩壊 |  | 地中に浸み込んだ水分により急な斜面が突然崩れ落ちる現象 |
|  | 土石流 |  | 長雨や集中豪雨等により山や川の石と砂が水と　一体となり一気に下流へ押し流される現象 |
|  | 地すべり |  | 大雨や長雨等により雨水が地面に浸み込み、地面が広い範囲でゆっくりと動き出す現象 |

・本施設において土砂災害が発生するおそれがある種別および現象は以下のとおり。

土砂災害発生時に施設に影響があるものを〇してください。

影響の有無は、

●八尾市地域防災計画

第３部　資料29

●ハザードマップ

などで調べることが出来ます。

・土砂災害の恐れがある場合、次の防災体制をとるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨注意報発表・台風の接近が予測される場合 | ・気象情報等の情報収集・統括管理者への情報報告 | 統括・情報班 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨警報（土砂災害）発表・土砂災害に対する警戒レベル３高齢者等避難の発令 | ・気象情報等の情報収集・使用する資器材の準備・保護者への連絡・要配慮者の避難開始 | 統括・情報班避難誘導班 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合・土砂災害警戒情報が発表・土砂災害に対する警戒レベル４避難指示の発令 | ・気象情報の収集・施設内全体の避難誘導 | 全職員で対応 |

※各種ハザードについては防災マップを確認する。

**第３節　情報収集及び伝達**

**１　情報収集**

・収集する主な情報および収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（大阪管区気象台）、メールサービス（おおさか防災ネット） |
|
| 洪水予報 | インターネット（川の防災情報、大阪府河川防災情報） |
| 水位到達情報 | テレビのデータ放送、インターネット（おおさか防災ネット） |
| 土砂災害に関する情報 | インターネット：（大阪管区気象台、おおさか防災ネット） |
| 避難情報等 | テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ）防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール |
|

・停電時はラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等の備蓄に努める。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、危険な前兆がないか等を施設内から確認を行う。

**２　情報伝達**

・別紙「緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報、土砂災害に関する情報等を施設内関係者間で共有する。

・避難を開始する際には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、その旨を連絡する。

・避難完了後、避難場所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

施設外へ避難する場合の「避難先施設」をご記入ください。

民間施設等を避難先として考えている場合は、事前に許可を取っておくとよいでしょう。（市の指定避難所を避難先とする場合は事前の許可確認は不要です。）

**第４節　避難誘導等**

**１　避難場所**

・避難場所については、（　　　　　　　　　：住所　　　　　　　　　　　　）とする。

・周辺の浸水状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設（　　）階以上に避難を行い、屋内安全確保を図るものとする。（施設の浸水想定より上階層が高いか事前に確認する。）

**２　避難経路**

・避難場所への避難経路については別紙のとおりとし、施設内に掲示し情報の共有を図る。

**３　避難誘導方法**

・避難場所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。やむを得ず車による避難を行う場合は、避難経路等について確認の上、実施する。

・夜間の屋外避難については避難者が誘導員を識別しやすいように誘導用ライフジャケット又は明るい色の衣類を着用し誘導にあたる。

**４　避難確保を図るための設備等の配備**

・情報収集、伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資器材については日頃からその維持管理に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 行動 | 行動に使用する設備 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯電池、携帯用バッテリー |
|
| 避難誘導 | 名簿（職員・利用者等）、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、照明器具、電池、携帯用バッテリー、誘導用ライフジャケット、施設内の一時避難のための飲料水、食料、寝具、防寒具、雨具 |
|
|

**第５節　防災教育及び訓練の実施**

・毎年　　　月に新規採用の従業員を対象とした研修を実施する。

・毎年　　　月に全従業員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

|  |
| --- |
| **避難経路図** |
| （防災マップやwebマップ等に避難経路を明記したものを添付してもよい。） |